

○国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、市内において実施されるスポーツ合宿の主催者に対して、その事業に要する経費の一部を助成することにより、スポーツ合宿の誘致を促進し、もって地域への経済効果の波及を図るとともに、交流人口の拡大及びスポーツ機運等の向上に資することを目的として、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、国東市補助金等交付規則(平成18年国東市告示第62号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「スポーツ合宿」とは、学校、企業スポーツ団体、青少年スポーツ団体その他これらに類する団体が市内施設において実施するスポーツ活動をいう。

2 この告示において「宿泊施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業許可を受けた市内の宿泊施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内で開催されるスポーツ合宿の主催者とする。

2 監督・コーチは計2名までとし、保護者等は補助対象外とする。

(補助対象事業)

第4条 スポーツ合宿のうち、補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、スポーツ合宿期間中において、市内の宿泊施設に宿泊し、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的としたものでないこと。
- (2) 営利を目的としたものでないこと。
- (3) 地域経済の活性化及びスポーツ機運等の向上に寄与するものであること。
- (4) 国東市から他の補助金等の助成を受けていないものであること。

(補助金額及び補助対象経費)

第5条 スポーツ合宿に対する補助金の額は、予算の範囲内において、延べ宿泊者数(宿泊した参加者等の人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。)に2,000円を乗じて得た額とし、1つのスポーツ合宿につき20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又はスポーツ合宿の開催要項等これらに類するもの
 - (2) 事業収支予算書(様式第2号)
 - (3) 宿泊先を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助対象事業者」という。)について、内容を変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更による場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、交付決定の内容を変更、又は取り消したときは、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)又は国東市スポーツ合宿誘致事業補助金中止決定通知書(様式第6号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助対象事業者は、当該交付決定を受けた事業が完了したときは、10日以内に国東市スポーツ合宿誘致事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 宿泊証明書(様式第9号)
- (3) 実施中の写真と宿泊施設で全員が写った写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金額の確定通知書(様式第10号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助対象事業者が前条の規定による通知を受けたときは、10日以内に国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第12条 市長は、補助対象事業者に対し、補助金の交付に必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

国東市長 様

申請者住所
申請者氏名
電 話 番 号
(法人又は団体にあつては、その所在地及び代表者氏名)

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付申請書

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額

補 助 金 の 額
円

2 補助事業の予定期日

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類

- (1) 事業計画書又はスポーツ合宿の開催要項等これらに類するもの
- (2) 事業収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 宿泊先を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

事業収支予算書

1 収入の部
(単位：円)

項 目	予 算 額	内 訳
計		

2 支出の部
(単位：円)

項 目	予 算 額	内 訳
計		

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

国東市長 印

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付決定通知書

年 月 日に交付申請のあった、 年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

交 付 決 定 額
円

- 3 補助条件
- （1）補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）する場合は、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更承認申請書（様式第 4 号）に必要書類を添付のうえ市長に提出し、その承認を受けること。なお、市長が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさず、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の 20 パーセント以内の減少等）とする。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金中止承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び
契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- （5）その他、要綱の定めに従うこと。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

国東市長 様

申請者住所
申請者氏名 印
電 話 番 号
(法人又は団体にあつては、その所在地及び代表者氏名)

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けました国東市
スポーツ合宿誘致事業補助事業について、次のとおり事業内容を変更・中止したい
ので、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下
記のとおり申請します。

(該当する箇所に記載)

実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更内容	
変更・中止理由	
交付申請額	変更前の補助金交付申請額 円
	変更後の補助金交付申請額 円

添付書類

- (1) 変更されたスポーツ合宿の実施要項及び事業収支予算書 (様式第 2 号)
- (2) 変更された宿泊先を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

国東市長 印

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日に変更承認申請のあった 年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

当 初 交 付 決 定 額	変 更 交 付 決 定 額
円	円

- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）する場合は、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更承認申請書（様式第 4 号）に必要書類を添付のうえ市長に提出し、その承認を受けること。なお、市長が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさず、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の 2 0 パーセント以内の減少等）とする。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金中止承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
 - (5) その他、要綱の定めに従うこと。

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

国東市長

印

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金中止決定通知書

年 月 日に中止承認申請のあった 年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金については、下記のとおり中止することに決定したので通知します。

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

国東市長 様

住所

氏名

印

電 話 番 号

（法人又は団体にあつては、その所在地及び代表者氏名）

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けました国東市スポーツ合宿誘致事業補助事業が完了しましたので、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

主催団体名	
参加者数 （うち有料宿泊者数）	人（うち有料宿泊者数 人）
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
宿泊施設名	
交付決定額	円

添付書類

- （１）収支決算書（様式第 8 号）
- （２）宿泊証明書（様式第 9 号）
- （３）実施中の写真と宿泊施設で全員が写った写真
- （４）その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 9 条関係）

事業収支決算書

1 収入の部
(単位：円)

項 目	決 算 額	予 算 額	内 訳
計			

2 支出の部
(単位：円)

項 目	決 算 額	予 算 額	内 訳
計			

様式第 9 号（第 9 条関係）

年 月 日

国東市長 様

（証明者）

住 所

施設名

氏 名

印

電 話 番 号

（法人又は団体にあつては、その所在地及び代表者氏名）

宿 泊 証 明 書

次のとおり宿泊したことを証明します。

宿泊施設名	
代表宿泊者氏名	
宿 泊 日	年 月 日 ～ 年 月 日
延べ宿泊者数 (宿泊日数×人数)	人
受 領 し た 宿 泊 代 金	円

様式第 10 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

国東市長 印

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け提出された 年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金
実績報告書に基づき、 年 月 日付け第 号による交付決定通知に
係る補助金の額については、 円に確定したので、国東市スポーツ合宿
誘致事業補助金要綱第 10 条の規定により通知します。

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

国東市長 様

住所

氏名

印

電 話 番 号

（法人又は団体にあつては、その所在地及び代表者氏名

年度国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で補助金の額の確定通知のありました国東市スポーツ合宿誘致事業補助金 円を交付されるよう、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金要綱第 1 1 条の規定により請求します。

（振込先）

振込金融機関	金融機関名	銀行 金庫	支店 出張所
	預金種別	☐ 普通	☐ 当座
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名	

様式第1号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)
様式第3号(第7条関係)
様式第4号(第8条関係)
様式第5号(第8条関係)
様式第6号(第8条関係)
様式第7号(第9条関係)
様式第8号(第9条関係)
様式第9号(第9条関係)
様式第10号(第10条関係)
様式第11号(第11条関係)